

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-2

和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則

(平成27年和泉市教育委員会規則第19号)

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨にのっとり、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を支給することにより教育の機会均等を図ることを目的とする。

(支給対象者の基準)

第2条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給の対象となる者は、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の支援学級に在籍し、又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいを有する児童及び生徒の保護者であつて、その属する世帯全員の前年分の収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の2.5倍未満のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び和泉市就学援助に関する規則（昭和47年和泉市教育委員会規則第7号）第2条第2号に規定する準要保護者は、対象者としない。

(奨励費の種類)

第3条 奨励費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 入学準備金
- (6) 学校給食費
- (7) 通学費
- (8) 交流学习交通費

(申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-2

要額調書（様式第1号）に必要事項を記入し、児童及び生徒の属する学校長を通じて所定の期日までに、和泉市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

（奨励費の認定）

第5条 委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、学校長、民生委員、児童委員及び福祉事務所長の助言を求めて認定する。

（奨励費の支給）

第6条 前条の規定により認定した奨励費は、委員会が別に定める期日に保護者に支給する。ただし、学校納付金等を納付していないときは、学校長を経由して保護者に支給する。

（帳簿の作成等）

第7条 学校長は、前条ただし書の規定により支給した金銭の処理について、次の帳簿を作成し、及び整理しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費認定台帳
- (2) 金銭出納簿
- (3) 個人別支給台帳

（細則の委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前において特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨によりなされた特別支援教育就学奨励費に係る申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年教委規則第17号）抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-2

様式第1号(国4後関係)

※左上角特記欄記入してください。

特別支援教育就学援助費に係る記入欄・調査票調査書

№

ふりがな 保護者氏名		住所		ふりがな 児童生徒氏名		学校名、学年(支援学級名等) 学校 第 学年(学校)		京都府府県 地区別区分 地区の長 地区区分		YY - - - - 1-2		学校長確認印(捺印)		
約年中所得の総額は調査委員会に委任します。		世帯の状況(前年12月末日現在)				調査結果								
世帯の収入状況		氏名		生年月日	満年齢	続柄	職業または在学学校名(学年(支援学級通学の有無))		調査状況		生活扶助			
所得控除 の 内訳	所得控除			年 月 日		本人 (児童等)			通学費	学校給食費	基準額	第1額	第2額	第3額
	租税特別控除			年 月 日										
	山林所得金額			年 月 日										
	計(1)	a		年 月 日										
所得控除 の 内訳	社会保険料			年 月 日										
	生命保険料			年 月 日										
	地震保険料			年 月 日										
	計(2)	b		年 月 日										
所得割額(1-a)(1-b)	c		年 月 日											
所得月額(1-c)×1/12(10)	d		年 月 日											
障害者加算特例(2) (支給学級に2名以上在籍 している場合)	e		年 月 日											
収入額(1-d)(1-e)	f		年 月 日											
(通学費を要した者ごとに記入すること)		届込先(貸付機関) 本人(フリガナ)				金融コード		特記事項		支出区分				
		(保護者に限る) 銀行・信用金庫・信用組合・農協				常設店コード				<input type="checkbox"/> 国政(合算2条第1号該当) <input type="checkbox"/> 府政(合算2条第2号該当) <input type="checkbox"/> 府政(合算2条第3号該当)				
		支店 1普通 2当座 3貯蓄 口座番号												

(注)支出区分欄は、収入額が調査額の1/3未満の者は国政、2/3以上の者は府政として処理すること。